

平成30年教育委員会第6回定例会会議録

開会日時 平成30年 6月19日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時37分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一
同職務代理者 齋藤 初夫
委 員 塚 本 亨
委 員 天 宮 久嘉
委 員 日 高 芳一
委 員 大 里 豊子

議場出席委員

・教育次長	駒井 亜子	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	若林 繁
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学務課長	神長 康夫
・指導室長	和田 栄治	・学校教育支援担当課長	須子 賢一
・統括指導主事	塩尻 浩	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	山崎 淳	・放課後支援課長	生井沢 良範
・生涯学習課長	加納 清幸	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	鈴木 誠		

書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 齋藤 初夫 委員 塚本 亨

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年教育委員会第6回定例会を開会したいと思います。

本日の議事録の署名は私に加え、齋藤委員と塚本委員にお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日は報告事項が2件ということでございます。

それでは、最初に報告事項1「葛飾区立学校における働き方改革推進プランの策定について」説明のほうをお願いします。

指導室長。

○**指導室長** 「葛飾区立学校における働き方改革推進プランの策定について」ご説明をさせていただきます。

まず「1 概要」にありますとおり、教員の長時間労働の実態が明らかとなっている中で、東京都教育委員会は平成30年2月8日に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、区市町村教育委員会への支援と都立学校における働き方改革に向けた取組みを示しました。

葛飾区教育委員会におきましても、葛飾区立学校及び幼稚園に勤務する教員の長時間労働の改善と学校教育の質の維持向上を図るため、「葛飾区立学校における働き方改革推進プラン」を作成したいと考えております。

2の「検討委員会の設置」をご覧ください。本プランの策定に当たりまして、葛飾区立学校における働き方改革推進プラン策定検討委員会を設置いたします。

委員会の構成につきましては、学校教育担当部長を委員長、副委員長を指導室長とし、委員には小中学校長、副校長及び幼稚園長会の代表と各取組みに関係する課の課長をメンバーといたします。

「3 今後の方向性」をご覧ください。今後につきましては、委員会において取り決め内容等について検討を行い、年度内を目途に本プランを策定し、平成31年度から実施していきたいと考えております。

策定したプランにつきましては、必要に応じて適宜見直しを行っていく予定でございます。

2枚目には設置要綱をつけておりますので、そちらもあわせてご覧いただけたらと思っております。

説明は以上でございます。

○**教育長** それでは、ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** 今の概要の中にあります、東京都教育委員会が働き方改革推進プランを策定して、

区市町村教育委員会への支援ということがあるのですが、今、東京都のほうのこの支援について示した内容について少し説明をお願いしたいと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 支援につきましては柱が5点示されております。1点目が在校時間の適切な把握と意識改革の推進というもの。2番目の柱が、教員業務の見直しと業務改善の推進。3番目が学校を支える人員体制の確保。4番目が部活動の負担を軽減する。それから5番目がライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備というふうに、柱は五つあります。

少し詳しく申し上げますと「在校時間の適切な把握と意識改革の推進」のところ、在校時間の把握をICカード等のシステムにより行う区市町村教育委員会に対して支援を実施すると、一応書かれておるのですが、現在のところ、5区市町村程度ということで、これの導入になったときには、それに当たれば支援を受けられることもあるということですが、全区市という状況では現在はありません。

それから3番目にありました「学校を支える人員体制の確保」というところでは、幾つかのものがございまして、この中で、副校長を補佐する非常勤職員の任用というのがございまして、これについては本区では学校経營業務支援員という形で、非常勤職員の形で、その配置を一応小学校5校、中学校4校が指定されておまして。まだ配置完了してないところもあるのですが、その9校について、今、配置が可能な状況になっております。これは副校長に対しての補助ということです。

それから、教員の補助です。教員にかわって学習プリントの印刷などを行うスクール・サポート・スタッフというものがあるのですが、そちらも今年度、配置されております。そちらは一応小学校4校、中学校4校でございまして、これは、時給が1,000円程度ですかね。それで週29時間以内、それを学校で決めて行うというようなことでございます。

その2点は、今年度、都の支援を受けているというものでございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 これは市区町村への支援ということで、今年度の取組みはわかりました。来年度も、東京都の支援の中身としては、考え方自体は変わらないと考えていいのですか。来年度にさらに充実するということは考えているわけではないという考え方ということですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 基本的には変わらないと思います。ただ、予算上の額とかは変わってくる可能性はあるとは思いますが。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 関連のものなのですが、当然働き方改革推進プランを策定されるに当たっては、現行のベースになるような対比表というのでしょうか。例えば職員の方、教員の方の服務規程なり、根拠条文になるものがある、それをもとに新旧対比表のような格好のもとに置くというようなベースを想像していいのか。まるっきり新しいものとして、この東京都から2月に示されたものをベースとして新たに立ち上げていくのか。その辺のイメージだけ教えていただきたいです。

○教育長 指導室長。

○指導室長 具体的に都のほうで書かれているものですが、これが週の在校時間が60時間を超える教員を0にするということで、法律上の勤務が変わるということではなくて、その超過勤務といいますか、その働き方というものが変わるという。それを都は目指すということで、それを踏まえて、区で行っていくということになります。

もうちょっと詳しく申し上げますと、これがほかの言い方で言いますと、月当たりの時間外労働がおおむね80時間というのを在校時間という形にすると60時間という、ほぼ同じという意味でございます。

学校では普通、大体8時15分に出勤して、最後は4時45分ですね。8時間半いるのですが、その間の45分が休憩時間なので、それも含めて、そういう在校時間。そこも含めてということになるかと思えます。それで、またほかの言い方をしますと、1日の在校時間が11時間以内というような数字を都は出しておりますので、それを踏まえた働き方にしていくというイメージでございます。

○教育長 よろしいですか。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、新たな質問もないようですので、報告事項1については終了いたします。

続きまして、報告事項2「区政一般質問事項要旨（平成30年度第2回区議会定例会）」についてご報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、このたびの区政一般質問についての答弁の回答に関しまして、ご報告いたします。

まず一番最初のところに、1から8までの8人の議員さんから、それぞれ教育委員会に関する質問が出てございます。順番は質問のあった順番で調整してございますので、この順番で説明させていただきたいと思えます。

1枚おめくりいただきますと、上村やす子議員のご質問で、たくさん今回質問は出ておりますので、教育長の答弁を中心にご説明させていただきます。まず、上村議員に関しましては、

学校給食費の公会計化についてのご質問がございました。

教育長の答弁としましては、教師が担ってきたそういった給食費だとか、それから教材費などの私会計などが「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理に係る取組の徹底」ということで、今年の2月に通知されておりますので、それを鑑みまして、給食費の公会計化については、他の自治体の事務手続等も参考にしながら、学校給食費検討委員会でこれまでも検討しているところでございますので、今後も文部科学省が作成するガイドラインに沿った方策を研究していくことで考えておりますという答弁をしております。

続きまして、3ページのところです。公会計化と教員の働き方との関係はどうなのかということで、こういった事務が学校の教員から離れます。離れることになれば、それなりの働き方改革につながるということも考えられますので、それら、いろいろな課題が事務処理上ございますので、それについては、今後それらを検討する組織をつくって、会計処理や契約手続などを個別具体的に検討してまいりたいという答弁になっております。

続きまして、5ページ、6ページ、7ページまでは教育次長答弁ですので、あとで参考にご覧おきいただければと思います。

続きまして、大高拓議員の質問のうち、8ページの部分が教育長の答弁になります。大高議員は学校の防災の充実・強化についてのことで、この部分につきましては、東日本大震災における津波訴訟での判決に対する教育委員会の見解。そして、児童・生徒の命を守るための訓練として、図上訓練など実施すべきであるというご質問でございます。

これにつきましては、教育長のほうで、津波訴訟の判決については、学校の災害への危険予測と安全確認に対する過失が認められたということで、事前準備の対策に不備を指摘されたことは教育委員会の指導する立場にありながら、それを怠ったものとして、組織的な過失責任が認められた。このことを本区としても重く受けとめ、この教育現場における安全教育、安全管理についての認識を新たに取り組む必要があるという決意を述べております。

そのために教育委員会では、各学校の危機管理マニュアルについては、再度内容を点検し直して、調査を進めているというところです。そして、教育長としまして、現場を預かる責任者として、児童生徒の命を守ることを最優先に考え、悲劇が起こらないように、非常時の的確な対処に努めてまいりたいという意見を述べております。

そして、それに基づいていろいろな訓練も必要だということで、教員の研修はもとより、教員を対象とした訓練なども、危機管理研修を参考にしながら、今後さらに充実して、実施していくことに関して検討していくということをご答弁しております。

続きまして、11、12、13、14は教育次長答弁。15、16ページは学校教育担当部長答弁でございます。

17 ページのところ、木村秀子議員の質問に対する教育長の答弁になります。これは、いじめ問題に関する質問の中で、特に教員の業務軽減が行われないから、そういったことに手薄になるのではないかというような質問の中で、教員の業務軽減の具体策の質問がきております。

これにつきましては、教育長として大きな課題であると認識しているということで、先ほどの東京都の教育委員会の働き方改革プランの策定に関して言及をしまして、本区の教育委員会についても、このことを踏まえまして、今年度中に区の実情に則した区の働き方改革推進プランを策定し、教員の業務負担の軽減と意識改革に向けた取組みを進めてまいるということで、先ほどの報告にもあったとおり、委員会も立ち上げるということで進めております。

続きまして、19、20 ページのところは、このいじめの問題での部活動の中での教育的配慮、安全面の課題について、木村議員から続いての質問がありました。

これについては、部活動の指導者として、外部指導員制度を他区に先駆け、平成 10 年度から 23 区の中で導入したということ。また葛飾区体育協会と連携して、充実した制度となるよう検討しているということ。そして、教育的配慮や安全面については、もう 17 年の実績があつて、いろいろなノウハウがありますということも踏まえまして、今後の指導体制については、検討委員会を立ち上げ、部活動指導員の導入の是非、外部指導員の充実、顧問の役割分担の明確化等を踏まえた部活動ガイドラインを作成し、安全に活動できるように取り組んでまいりますということを答弁してございます。

続きまして、21、22 ページ。これも木村秀子議員のほうから、部活動についての基本的な考え方ということで、続いてのご質問でございます。

これに関しましては、部活動の位置づけを申し上げまして、各学校が部活動を実施するにあたっては、生徒が参加しやすいような実施形態を工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮するということを述べております。

長時間労働については、部活動のあり方について検討してまいりますということで、ご答弁しております。

続いて、23、24 は学校教育担当部長答弁。25、26 も学校教育担当部長答弁。

27、28 が教育長答弁で、池田ひさよし議員の質問に対してのお答えになります。池田議員は特別教育の方向性について、しおさい学校などのことにも触れながら、ご質問がありました。

その中では、特別支援教育を必要とする様々な課題を抱える児童・生徒が増加傾向にあるということで、いろいろな対応、指導環境を整えてまいりました。最近では、発達上の課題を抱えた児童・生徒の教育的ニーズが増加していますので、こうした児童・生徒、一人ひとりのいろいろな課題の改善を図るために、教員の巡回指導による特別支援教室を他の自治体に先駆けて開始したということ。そして、今年度は中学校において、全学年への拡大を図ったということで、これにより全小中学校、全学年で実施しているということを答弁しています。

また、特別支援教室における巡回指導では、障害の改善が困難な児童・生徒が、そういったことでの克服に向けた指導を受けることができるように、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けた検討と準備を行っており、また重層的な支援体制も整備していくということにしております。

そして、保田しおさい学校につきましては、今後も児童数の推移やニーズの把握を適切に実施していくということで、推移を見守るというご答弁になっております。これからも児童・生徒を1人も見逃さないという基本の考えをもとに支援を実施していきますということで、答弁がありました。

続きまして、29、30 ページは学校教育担当部長答弁。

31、32 ページが教育長答弁で、これも池田ひさよし議員の質問でございますが。総合教育センターが葛飾区の教育に果たす役割ということでの答弁でございます。

この果たす役割については、ここでもう一度再確認をするということで、そこに述べてございます。総合教育センターが担う業務・役割については、保護者や学校・地域に対してさらなる周知を図っていく。そして、センターとしての機能が十分に発揮された取組みを進めてまいりますということで、答弁しております。

続きまして、33、34 ページも教育長答弁で、これは教育振興基本計画。現在策定中のこのことに関して、あまり変わってないのではないかとのご質問だったので、そこに関しまして教育長の考えを述べております。

この現行計画はかつしか教育プラン 2014 でございますが、全ての子どもたちを学力・体力・豊かな心を育み、未来をたくましく生き抜く力を身につけさせる。そしてまた、区民の生涯を通じた豊かな学びを支援する。それを目的に策定しておりますので、この取組みの事例としては、今までチャレンジ検定や葛飾教師の授業スタンダード、これらの取組みを通じて、児童・生徒の基礎学力は着実に定着されており、自己肯定感も育んできたということ。その成果としましては、その自己肯定感が高まった児童も多くなり、また下位の児童・生徒は減少しているということで、お話をしています。

生涯学習分野においては、地域の担い手の養成と支援に積極的に取り組んで、博物館のボランティア数や葛飾区民大学での連携講座を実施する団体を年ごとに増やすという成果をお話しました。

教育長としましては、このかつしか教育プラン 2014 に基づいた取組みが、この5年間で着実に表れてきているということを述べまして、これは教育長が着任時に作成したものであって、この本区に対する教育の考え方は現在も続いていると。そのために様々な取組みが各学校や地域に定着して、今後その効果がより期待できるようになるために、現行計画をさらに拡大・発展するような気持ちで、方針を検証していくというお考えを述べております。

次期計画については、区長が教育委員会と協議しながら、皆様ともこの前にも、教育大綱でもお話がありましたけども、その理念の中で、葛飾区教育基本振興計画策定検討委員会において、学識経験者や教育関連団体の方々の意見などもお聞きしながら、現在新たな計画を策定しております。

ということもございますので、現行の取組みによる成果を検証しながら、情勢の変化に対応して、評価も行って、その中で明らかとなった課題、現行計画で残された宿題などを解決する取組みを網羅して、新たな本区の教育行政として、効果的な計画になるよう策定できるように努めてまいるといふ決意を述べております。

続きまして、36 ページのところは放課後子ども総合プランの全体像や今後の方向性を区民に具体的に示すべきではないかという池田議員のご質問に、教育長の見解としてお答えしております。

この放課後子ども総合プランは、学童保育クラブ事業やわくわくチャレンジ広場事業といった枠組みにとらわれずに、全ての児童が学校内で放課後等を安全・安心に過ごし、いろいろな経験、活動を行う環境を整備するというところで進めておりますので、区長もそういった考えで進めておりますが、各学校の学童保育クラブ整備状況やわくわくチャレンジ広場の実施状況は、様々の地域特性ありますので、各小学校の状況に応じた環境整備を目指してまいります。ということで、こうした環境を整備するに当たっては、わくわくチャレンジ広場の児童指導サポーターを初めとしました関係する区民の皆様と認識を共有し、連携して取り組んでまいりますとお答えしております。

続きまして 38 ページのところは、これは毛色の違う質問だったのですが、「子ども」。ひらがな書きの「子ども」の表記について、本区の教育行政においてはどのような認識を持っているか、教育長の見解を伺いたいというご質問ですが、これにつきましては、「子ども」というひらがな書きの「子ども」の字が、池田議員は漢字が、法律で決められているのだから、漢字の「子供」にすべきではないかという認識のもとにご質問があったところでございます。

これについては教育委員会だけではなくて、区長部局でも、こういった言葉を使っている部局がございます。

まずは区長のほうから、「子ども」の認識についてのご答弁がありましたので、参考にちょっとそのお話をさせていただきますが、区長の答弁では、このひらがなの「子ども」の表記は昭和 48 年の内閣訓令により、漢字表記とされたのですが、漢字よりやわらかい印象があるとして各省庁とも法律を含め、漢字とひらがなが混在するいわゆる交ぜ書きの「子ども」を使う例が増えている。それを踏まえて、本区も「子ども」の表記については明確な規定はないけれども、交ぜ書き、つまりひらがなの「子ども」を使用しているというところです。

文部科学省では、平成 25 年の省内の公用文書について、ひらがな「子ども」の表記を漢字表

記に統一することとしているということなので、今後、国や他の自治体の動向、法令における使用状況などを注視してまいりますという答弁がまずありまして、それを受けて、教育長が見解として、教育委員会の見解をご答弁したのが38ページです。

教育委員会が作成する公用文書におけるひらがな「子ども」の表記につきましても、明確な規定はなく、原則として交ぜ書き、ひらがなの「子ども」を使用しております。区長からもお答えしたとおり、今後の国の使用状況などを注視してまいりたいと考えておりますということで、区長部局と合わせるという答弁になっております。

続きまして、40ページ、41ページは学校教育担当部長答弁。

42ページ、43ページ、44ページ、45ページ、46ページ、47ページまでが教育次長答弁ですが、これはアレルギーについてのご質問が、細かいご質問がありましたので、私のほうでアレルギー対応についてのお話をさせていただいております。

48ページはきょうづか議員のご質問がアレルギーのご質問でした。

続きまして、きょうづか議員のご質問の中で、学校給食を通じた食育についてのご質問がございまして、それについて教育長が答弁しております。48ページです。

学校給食における食育は各学校の栄養士が、そういったいろいろなテーマで様々な取組みを行っているところで、教育委員会としても食育の重要性は認識していますと。その取組みのうち、生産から消費といった食の循環の話。生産者が見えるような形で消費までを意識させて、子どもたちには感謝の気持ちと郷土愛を育めるようにしていますということです。

また、幼児期からの健全な食習慣を身につけるための早寝・早起き・朝ごはんの大切さの啓発をしております。

また、49ページになりますが、学校給食を通じて和食文化への理解を深めるために、いろいろな取組みということで、魚を主菜とするメニュー、ひな祭りや11月24日は和食の日などの行事食などを積極的に提供していると。また、お箸の使い方なども、栄養士が中心となって教えたり、子どもたちには日本文化や和食についての理解を深めてもらうよう努力しておりますと。また、栄養士は互いに情報交換を行って、新しいメニューの考案に努力をしているということで、これは大変評価が高く、お問い合わせも多かったり、レシピの問い合わせなども多いということで、家庭における食育の取組みにつながっているということでお話ししております。

引き続き食育は推進してまいりますという答弁になっております。

続きまして、50ページからはうめだ議員のご質問で、いじめの問題がずっと出てはいますが、50ページ、51ページ、52ページ、53ページ、54ページ、55ページまでは学校教育担当部長が答弁しております。

56ページのいじめの質問の中で、教育長がご答弁した部分についてご説明いたします。部活動の指導体制及びいじめ防止対策推進法の認識不足ではないかということでのご質問ですが、

教育長のお考えとして、発生当時から私が定例校園長会等で、部活動においてはできるだけ教員が付き、外部指導員との連携を十分にした上で、安全確保に努めるということを指導している。

教育委員会としましては、部活動のあり方に関する方針について早急にまとめ、指導体制を明確にしていきたいと思いますとお話ししております。

いじめ防止対策推進法の認識ということであると、いじめの早期発見、早期対応が確実に行われるためにいじめの定義に対する捉え方について、通知による周知と、定例校園長会等での指導を行っていますと。

今後は職層に応じた研修を行って、教職員がいじめの認知について、適切に対応できるよう指導していきたいと思いますとお答えしております。

さらに58ページについて、引き続き、そのいじめに関する質問でございますが、このたびの結論に関する保護者への思いについて、つまり教育委員会の結論を出したことについて、保護者に対してどういう思いを持っているかというご質問でございますが、この事件が起きてしまったことは、教育長としまして、教育委員会として、大変残念なことであり、生徒が死に至った事実を重く受けとめなくてはならないということ、改めて申し上げますと、今回の事案に関しては、教育委員会としては当初は自死であるとの判断をせず、またいじめの該当性についても、いじめと判断していなかった時期がありました。

平成27年11月にこれらの考えを改め、保護者にお伝えしていたところですが、その後、区長が設置した第三者委員会による調査を経て、今回、区としての見解を保護者にお伝えすることになりました。ここまでに、4年もの歳月が費やされたことについては、教育委員会の対応がおくれたことが原因であり、深くお詫びを申し上げたいと思っておりますということで、謝罪の答弁となっております。

続きまして、60ページは、就学援助の支給時期と修学旅行費で、これは私が答弁したので、ご覧おきいただければと思います。

以上、今回の一般質問の要旨のご報告でございました。

○教育次長 それでは、ただいまの報告について、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

ということで、それでは特に質問もないというようなので、報告事項2は終わりにしたいと思います。

そのほか何か、案件以外で、ご質問・ご意見ありましたら。

よろしいですか。ないですか。では、大里委員。

○大里委員 昨日の朝、大阪で大きな地震がありまして、小学生の女の子が犠牲になりました。朝の通学時間帯ということでしたので、登下校の見守りがやはり大切なのかなと改めて思った

次第です。ただ、一方でその登下校の見守りをされていた80歳の男性がその見守りに向かう途中で犠牲になられたということもありました。

十分安全を確保した上で、というところは言うまでもないことではありますが、本当に災害がいつ起こるかというところはわかりませんので、様々な場面を想定して、訓練をしたりですとか、家庭での話し合いを啓発していくということが必要かなと改めて思いました。

しかしながら、今回の事故では、その学校のブロック塀の建築基準が満たされていなかったというようなことが言われております。区内の小中学校の改修・改築が進んでおりますけれども、要所要所でのチェック体制をしっかりとさせていただいて、ぜひそこに人と時間を割いていただけたらと思いました。

○教育長 何か聞きたいことは。区内の状況とかは。

○大里委員 そうですね。

○教育長 どうですか、教育総務課長。

○教育総務課長 今、委員がお話しのとおり、昨日の不幸な事故被害を受けまして、本日、各学校のほうには、まずは目視で学校施設の危険箇所と思われるところがないかというチェックを早急にするようにとメールを流してございます。

あわせて通学途中、通学路の中で、学校が把握する限り、高い塀ですとか、倒壊しやすいといっっては民地が多々ございますので、危険と思われる箇所。もし思い当たるところがあれば、報告をあわせてしてくれというお話をしています。

今後、文部科学省のほうも、調査をかけるという話もきていますので、その対応や通学路の危険箇所も含めて、チェックする体制をとっていきたいと考えてございます。

○教育長 ということでございます。そのほかいかがですか。

○齋藤委員 一つだけ。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 先ほどの働き方改革でも東京都の支援は聞いたのですが、これから計画を作るに当たって、区費を投じてでもこれはやるべきだということについては、しっかり検討の中で考えていくべきだと思います。往々にして、東京都の支援があるからやるということになりがちですが、区として予算をつけてでも、これはやろうという積極的な検討をぜひお願いしたいと思います。要望だけしておきます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、これをもちまして、平成30年教育委員会第6回定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会時刻 10時37分